
● 2023年4月3日 NACSメールニュース 96号 ●
消費生活の「いま」をお届けする情報マガジン

新年度が始まりました。例年なら花冷えの季節ですが、早くも初夏を思わせるような陽気となっている地域もあるようです。

さて、今月のトピックスでは、金融経済教育の新しい動きとして、国が2024年中に新設する「金融経済教育推進機構」について報告しています。

今月も盛りだくさんです。

最後までお読みいただけると幸いです。

<<< Contents >>>

1. NACSからのお知らせ
 2. 消費者問題トピックス 金融経済教育の新しい動き
 3. 消費者行政の動き 2023年2月18日から3月31日まで
-

=====
1. NACSからのお知らせ
=====

■広報誌『NACS news』2023年春号を発行しました

特集は「消費者志向経営の推進—サステナビリティ経営—」です。

巻頭ページは、日本消費者政策学会会長の飛田史和氏の「“消費者志向経営疲れ論”を排す—なぜ今推進しなくてはならないのか—」、

見開きの「フロントランナーインタビュー」は「花王のサステナビリティ経営」です。

記事はこちらからお読みいただけます。https://nacs.or.jp/honbu/wp-content/uploads/2023/04/NACSnews_2023_spring.pdf

■公式 Twitter を開設しました

NACS本部の公式 Twitter アカウントを開設いたしました。イベントや教材などを中心として情報発信してまいります。

アカウントをお持ちの方は、フォロワー登録をお願いいたします。

<https://twitter.com/NacsHeadQ>

■NACS フォーラム「Z世代と考える最新の消費者問題」見逃し配信中

2月25日(土)に、坂東俊矢先生(京都産業大学法学部教授・弁護士)をコーディネーターとしてお迎えし、全国14の大学の大学生が東京・二子玉川の会場とオンラインの方法で集い、美容整形と投資トラブルの2つのテーマについて語り合いました。

若い世代がどう考えているのかを知る、貴重な機会となりました。

当日の配信を見逃した方はこちらから視聴できます。

<https://vimeo.com/802529332/df8f65a7a8>

■小学生から成人までを対象としたエシカル消費の啓発教材「レッツ・エンジョイ・エシカルライフ」を開発

(一財)日本宝くじ協会の助成を受けて開発しました。

ナレーション入りのパワーポイントを軸に、2種類のワークショップで構成されています。

「学習のヒント及び発展学習」として、楽しみながらエシカル消費への取組みを促す「エシカルビンゴ」や、Tシャツを例に衣服の一生を通して「生産から廃棄」までの消費の在り方を考える「衣服の一生を考えよう」を用意しています。

詳細とダウンロードは

https://nacs.or.jp/shohishakyoiku_iinkai/ethical_life2023/

=====

2. 消費者問題トピックス 「金融経済教育」の新しい動き

=====

3月14日に金融商品取引法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、国が2024年中に新たに設立しようとしている「金融経済教育推進機構」(以下、「新機構」)の概要が明らかになってきました。

政府の「新機構」設立の構想が伝えられたのは昨年11月のことでした。

「資産所得倍増プラン」中の「第五の柱」の中の施策として、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織を、法律に基づいて2024年中に新設すると公表されたことがはじまりでした。

なお、「資産所得倍増プラン」の「7本柱」は、

第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充と恒久化

第二の柱：加入年齢引上げなどiDeCo制度の改革

第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現
第七の柱：顧客本位の業務運営の確保 です。

国会に提出された改正法案によると、「新機構」は、現行の「金融サービスの提供に関する法律」（旧・金融商品販売法、2020年6月に改称）を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称したうえで、「金融サービスの利用環境の整備」の一環として設置されることになっています。

認可法人であり、設立にあたっては国だけでなく金融事業者団体等の出資が予定されています。

なお、改革法案では、「新機構」の設置と併せて、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定（閣議決定）することが、政府に義務付けられています。金融教育の目的が国民の安定的な資産形成の支援であり、そのための施策を省庁の枠を超えて政府一体となって推進していく体制が採られることとなります。

金融庁の資料等によると、「新機構」は、金融広報中央委員会が行ってきた教材の開発や学校への講座提供、情報発信、調査といった業務が移管・承継するほか、同委員会ではアプローチができてこなかった職域（企業等）での金融教育の推進を担うこととなります。

また、資産所得倍増プランの第三の柱に関連する業務として、顧客の立場に立ったアドバイザーの認定や育成を担うことも想定されているようです。資産形成等に関する相談や助言を必要とする国民が、相談や助言を容易に受けられることができる体制の整備が進むことが期待されています。

「新機構」の概要については以下の説明資料の4ページに、条文については新旧対照条文）の152ページから167ページに記載されています。関心のある方はご確認ください。

*説明資料 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/01/setsume.pdf>

*新旧対象条文 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/01/shinkyuu.pdf>

（報告者：副会長 永沢裕美子）

=====

3. 消費者行政の動き 2023年2月18日から3月31日まで

=====

【消費者庁】

<新井長官定例記者会見>

2月16日、2月10日に開催された「地方連携推進フォーラム 2023in 徳島」の開催報告 <https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/032346.html>

3月2日、2023年度の消費者月間のポスターが決定したことの他、特商法の処分件数等について <https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/032455.html>

3月9日、エシカル消費啓発のキャラクター「エシカちゃん」を作ったこと、食品アレルギーの表示の義務づけ対象にくるみが追加されたこと、消費者基本計画工程表の改定素案のパブリックコメントの開始等

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/032542.html>

3月16日、冒頭説明はなし。記者と消費者基本計画工程表の意見募集等に関して質疑応答 <https://www.caa.go.jp/notice/statement/arai/032707.html>

<新着情報より>

2月27日、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する改善指導につて（2022年10月-12月）（PDF）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230227_01.pdf

3月2日、令和5年度消費者月間ポスターデザインコンテスト採用作品の決定について（PDF）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_education_cms101_230302_01.pdf

採用作品（PDF）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_education_cms101_230302_02.pdf

3月6日、2月10日に開催した地方連携推進フォーラム 2023 in 徳島の開催速報を公表（PDF）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/forum/assets/future_caa_cms201_230301_01.pdf

3月9日、「消費者基本計画工程表改定素案」に関する意見募集。期限は4月7日。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/

3月9日、Instagram 公式アカウント「消費者庁エシカル消費」を開設
https://www.instagram.com/caa_ethical/

3月10日、消費者契約法のパンフレット「知っていますか？消費者契約法」を公表
(PDF)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/public_relations/assets/consumer_system_cms203_230310_01.pdf

3月10日、「高齢者向け消費者教育教材活用事例」を公表 (PDF)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/movies_for_seniors/assets/consumer_education_cms202_20230310.pdf

3月10日、風評に関する消費者意識の実態調査（第16回）を公表
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/032410/>
概要 (PDF)
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms203_230306_01.pdf

3月13日、徳島県内の高等学校等における生徒の消費者トラブルの実態と消費者教育の実施効果に関する調査報告書の公表について
https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_010/

3月13日、「企業の持続可能性と消費者志向経営との関係性に関する研究」のプロ
グレッシブ・レポートを公表 (PDF)
https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/research_002/assets/future_caa_cms201_20230323_01.pdf

3月14日、「世界消費者権利デー（3月15日）」を迎えるにあたって、河野太郎大
臣がメッセージを発信。なお、40周年目となる今年の世界消費者権利デーのテーマは
「クリーンエネルギーへの移行（Clean Energy Transition）」
https://www.caa.go.jp/about_us/minister/kono2_message_004/#message_004

3月24日、食品ロス削減啓発動画を2件（クイズとコント）を公表（PDF）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_230324_0002.pdf

3月24日、海外における消費者安全に関する法的規制等の調査を公表。今後の消費者安全政策の基礎資料に。

https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_011/

概要（PDF）

https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_011/assets/future cms201_230324_01.pdf

3月27日、「販売預託」は原則禁止！！ 違法な販売預託商法に注意！！を公表
事業者向け

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/act_on_deposit/assets/consumer_transaction cms202_230327_02.pdf

消費者向け

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/act_on_deposit/assets/consumer_transaction cms202_230327_01.pdf

「それって販売預託？ 販売預託チェックリスト」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/act_on_deposit/assets/consumer_transaction cms202_230327_03.pdf

3月28日、消費者教育の推進に係る基本方針を公表。概要版(PDF)は

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/assets/basic_policy_230328_0001.pdf

本文（PDF）は

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/assets/basic_policy_230328_0002.pdf

3月28日、消費生活用製品の重大製品事故:LED ランプ（電球型）で火災等（PDF）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety cms202_230328_01.pdf

<行政処分>

■特定商取引法に基づく行政処分

3月30日、連鎖販売取引【(株)ゼロモバイル、(株)センターモバイル及び(一社)ライフラインプランナー協会】に対する一部業務を停止命令(9カ月間)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/032688/>

■景品表示法に基づく行政処分

3月2日、(株)5コーポレーションに対する措置命令

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/032320/>

3月24日、(株)シーズコーポレーションに対し課徴金(358万円)納付命令(PDF)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230324_01.pdf

3月30日、(株)アクガレージに課徴金(1944万円)納付命令(PDF)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_230330_01.pdf

【消費者委員会】

3月13日、公共料金等専門調査会(電力会社の顧客情報不正閲覧問題について5事業者よりヒアリング、電気規制料金値上げ等の論点

<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/senmon/074/shiryou/index.html>

3月20日、保健機能食品の今後のあり方について、有識者等と意見交換会

<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/001/shiryou/index.html>

「第11回デジタル化に伴う消費者問題ワーキンググループ」(2月14日開催、テーマはチャット機能を利用した勧誘を伴う通信販売の規制のあり方について等)の議事録を公開

<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/digital/011/gijiroku/index.html>

【経済産業省】

3月20日、「キャッシュレスの将来像に関する検討会」の取りまとめを公表。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230320002/20230320002.html>

併せて公表された「消費者実態調査の分析結果」(PDF)は参考になります。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/pdf/005_05_00.pdf

【資源エネルギー庁】

3月10日、スペシャルコンテンツ「ひと月の電気料金が10万円超え！？ オール電化住宅を考える」

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/denkidai.html>

3月16日、スペシャルコンテンツ「エネルギー危機の今、あらためて考えたい『エネルギーの安全保障』」

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/anzenhosho2023.html>

3月20日、スペシャルコンテンツ「エネルギー危機の時代、原子力発電をどうする？」

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/anzenhosho2023_geshiryoku.html

3月31日、スペシャルコンテンツ「『安全な原子力発電』の追求にこそ必要な、技術継承と新型への挑戦」

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/anzenhosho2023_gijyutsukeisho.html

【金融庁】

2月28日、金融サービス利用者相談室の相談受付状況について（2022年10月～12月）

https://www.fsa.go.jp/soudan/2022soudan10-12/2022_10-12.html

3月16日、2022年12月12日にOECDが公表した金融消費者保護ハイレベル原則の改訂版（仮訳）を公表 <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20230316.html>

仮訳は <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20230316.pdf>

ポイントとして、

(1)新たに「金融消費者保護への包括的アプローチのために「アクセスと包括」及び「良質な金融商品」の2つの新たな原則を追加

(2)新たな横断的テーマとして、デジタルイゼーション、サステナブルファイナンス及びファイナンシャル・ウェルビーイングに言及

(3)金融詐欺への対処の強化及び脆弱性のある消費者に対する保護の強化など、COVID19 への対応から得られたハイレベルの教訓に言及

【国民生活センター】

<公表資料より>

3月1日、【若者注意喚起シリーズ No.13】初めての一人暮らしで気をつけてほしい5大消費者トラブルー入学・就職など新生活スタートでつまづかないためにー

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230301_1.html

注意喚起チラシ（PDF） https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230301_1_if.pdf

3月15日、「定期購入」トラブル急増！ー低価格を強調する販売サイトには警戒が必要！ー https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230315_4.html

3月17日、糖質を低減できるとうたった電気炊飯器の実際

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230315_1.html

国民生活センターは、炊飯調査を実施し、その結果から、消費者の誤認を招くおそれがあり、景品表示法上問題となるおそれがあると指摘

3月22日、国民生活センターADRの実施状況と結果概要（令和4年度第4回）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230322_3.html

3月22日、消費生活センターにおける解決困難事例の研究ー副業・起業をめぐる消費者トラブルの被害救済を中心にー」調査報告

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230322_2.html

<WEB誌『国民生活』>

3月号の特集は「消費者行政の基本を学ぶ」

<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/wko-202301.html>

「消費者教育実践事例集」として、NACS会員であり南さつま市職員の明知孝氏が「社会のデジタル化に誰一人取り残されないためにースマホを活用した消費者教育の取り組みー」を執筆（PDF） https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202303_10.pdf

<各地の相談員の募集情報>

https://www.kokusen.go.jp/shikaku/s_saiyou.html

NACSメールニュースは、賛助会員、NACS開催セミナー受講者、
および消費者活動に従事されている方々にお送りしております。会員に限らず、どなたでもご登録いただけます。

配信登録をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 touroku-nacs-mailnews2@nacs.or.jp

配信解除をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 kaijyo-nacs-mailnews2@nacs.or.jp

「NACSメールニュース」<本文の無断転載を禁止します。>

編集発行：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
副会長 永沢裕美子/広報委員会 委員長 山地理恵

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 宝5号館2F

Tel.03-6434-1125 Fax.03-6434-1161 <https://nacs.or.jp/>

このメールに関するお問い合わせ nacs_koho@nacs.or.jp
